

新城市内で工場等を建設する中小企業を支援します！

中小企業者事業基盤強化等奨励金

新城市では、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、もって地域経済の持続的な発展に寄与することを目的として、市内において事業基盤の強化、事業規模の拡大等のために、工場等の新設又は増設をする中小企業者に対して、奨励金を交付します。

対象地域	市内全域
認定要件	工場等の新設又は増設をした中小企業者で、次の要件を全て満たす者 ①市内の工場等において、 <u>製造業又は道路貨物運送業</u> を営む者 ②市内において、操業を開始してから <u>10年以上</u> を経過している工場等があること ③市内の工場等の常用雇用者の総数が <u>25人以上</u> であること ④工場等の新設又は増設に要した費用のうち、取得した土地、家屋及び償却資産に係るものの合計額が <u>1億円以上</u> であること ⑤新設又は増設をした工場等が、「新城市過疎地域自立促進に係る固定資産税の特例に関する条例」、「新城市企業立地奨励条例」又は「新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例」に基づく奨励措置その他市長が定める支援措置（「新城市企業再投資促進補助金交付要綱」に基づく補助金）の対象に該当しないこと ⑥暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと
補助内容	新設又は増設をした工場等の操業を開始した後に、最初に固定資産税が課される年度の翌年度から起算して、 <u>土地・家屋については3年度間、償却資産については1年度間、固定資産税相当額を交付</u> します。

詳しくは、**新城市役所 産業振興部 産業政策課**

【電話】0536-23-7634 【FAX】0536-23-7047

【e-mail】shoukou@city.shinshiro.lg.jp